

## 倫 理 規 程

### < 前 文 >

一般社団法人千葉県LPガス協会（以下、この協会という。）は、LPガス等のエネルギーの専門家としての知識・技術を習得し、お客様への安定供給の確保及び事故・災害防止、治安の維持、環境問題を含めた地域社会の健全な発展と県民福祉の向上に寄与することを目的とした事業活動を行っている。

この協会は、目的達成のために、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この協会の全ての会員並びに役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

### < 本 文 >

#### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 この協会は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

#### （社会的信用の維持）

第2条 この協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

#### （法令等の遵守）

第3条 この協会は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

#### （私的利益の禁止）

第4条 この協会の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

#### （利益相反の防止及び開示）

第5条 この協会の役職員は、その職務の執行に際し、この法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他この協会が定める所定の手続に従わなければならない。

#### （情報開示及び説明責任）

第6条 この協会は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、基金拠出者、会員、寄附者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

#### （個人情報の保護）

第7条 この協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

#### （研 鑽）

第8条 この協会の役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

#### （規程遵守の確保）

第9条 この協会は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

#### （改 廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。